

対面方式の集会行事・会合等開催に関するガイドライン

目的：部門、支部、委員会、理事会など、対面方式での集会行事や会合等を開催する場合の判断基準を設ける

適用：2022年4月以降

1. 緊急事態宣言等が発令されていないこと

開催地域（都道府県）において開催日に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置あるいは自治体独自の宣言等が発令されていないこと。または開催日に発令される見込みが無いこと。

2. 開催都道府県の要請・ガイド等に準拠していること

感染防止のために開催地域の都道府県が定めている政令・ガイドなどに準拠した計画となっていること。また会場のガイドにも準拠し、同会場の管理者から開催許可が得られていること。

3. 参加者の感染防止が適切に講じられていること

行事参加者の感染防止に対して、行事開催中だけでなく、参加のための往復路を含めて感染を防止する施策（注意喚起等）がとられていること。参加者が密に集まるような行事の企画は避けること。行事・会合としての会食・懇親会は、開催地域の都道府県・会場のガイド等に準拠し、適切な判断を行うこと。

4. 感染拡大など事態が変化した場合の対応が明確になっていること

行事開催間際に、開催地域での感染リスクが高まるなど、政府・自治体から感染防止に関わる要請・ガイドなどが出された場合には、オンライン方式に切り替えるなど柔軟に対応できる計画となっていること。

開催にあたっては以下の点にも注意して行うこととする。

- ・開催中は全員のマスク着用を要請する。
- ・全参加者の検温と体調確認を行う。
- ・会場にアルコール消毒液を設置する。
- ・追跡可能にするため、全参加者・スタッフのリストを作成する。
- ・発熱者・体調不良者が出た場合の対処方法を検討する。
- ・入場・受付時の待機列の削減と距離を確保する。
- ・資料のデジタル化を進め、極力配布物を削減する。
- ・事前登録の推奨による当日受付作業の簡略化を行う。
- ・机、椅子の間引きや対面型を避けるなど、レイアウトを工夫する。
- ・会場内の定期的な換気を行い、会場内で共用する機器の消毒を徹底する。
- ・海外からの日本入国参加者については政府の方針に従う。

以上